

長崎市地域クラブ活動指針

**長崎市教育委員会
長崎市市民生活部
令和6年3月**

目 次

◇ はじめに	… 1
1 これまでの地域移行に関する国・県の動向・取組	… 2
2 長崎市における学校部活動の現状と取組	… 4
3 休日の部活動の地域移行推進計画	… 6
(1) 休日の部活動の地域移行スケジュール	… 6
(2) 休日の部活動の地域移行形態	… 6
(3) 年度ごとの具体的な進め方	… 7
(4) 休日の部活動の地域連携や地域移行の段階的推進	… 9
4 地域クラブ活動の運営	… 10
(1) 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	… 10
ア 地域クラブ活動	… 10
イ 運営団体・実施主体	… 10
ウ 指導者	… 11
エ 適切な指導の実施	… 11
オ 適切な休養日等の設定	… 11
カ 活動場所	… 12
キ スポーツ外傷・障害の防止と健康管理	… 13
ク 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	… 14
ケ 事故の対応と保険の加入	… 14
(2) 学校との連携等	… 14
(3) 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	… 15
ア 大会等への参加の引率	… 15
イ 大会運営への従事	… 15
ウ 大会の参加	… 15
5 長崎市地域クラブの認定	… 16
(参考資料) 「長崎市地域クラブ認定要件確認書」 「地域クラブ公認申請書」	… 17・18
◇ 終わりに	… 19

◇はじめに

- 学校部活動は、学校教育の一環として行われ、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある生徒が自主的、自発的に参加し、校長の管理下で、各部活動の責任者（部活動顧問）の指導の下、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。
- また、学校部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が多様な活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことが指摘されている。
- しかしながら、本市においても少子化・学校の小規模化が進んでおり、部員不足や、専門的な指導力を有した教職員数の減少により、これまでのような体制で学校部活動を継続していくことが難しくなっている状況があり、これらの課題は学校現場だけで解決することが困難である。
- 本市においても生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関して速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。
- このような中、令和4年12月27日にスポーツ庁及び文化庁が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動等に関する総合的なガイドライン」を発出し、令和5年3月15日に県教育委員会が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」を示した。これを受けて、新たに「長崎市地域クラブ活動指針」を策定するものである。
- また、本指針に基づき、休日の学校部活動については、学校や地域の実情等にも十分に配慮しながら、地域クラブ活動への段階的な移行などの環境づくりを図り、環境の整ったところから地域連携・地域クラブ活動への移行を進めていくこととする。

1 これまでの地域移行に関する国・県の動向・取組

○「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」

(平成30年3月スポーツ庁)

生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、スポーツ団体、保護者、民間事業者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ環境整備を進める。

○「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」

(平成31年1月中教審答申) 抜粋

地方公共団体や教育委員会が、学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わりえる質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取り組みを進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取り組みにし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。

○ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する付帯決議

(衆・令和元年11月、参・12月) 抜粋

教職員の負担軽減を実現する観点から、部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。

○「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」

(令和2年9月) 抜粋

休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく地域の活動として地域人材が担うこととし、地域部活動を推進するための実践研究を実施する。その成果を基に、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。

○「運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言」

(令和4年6月)

平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。

○「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

(令和4年12月)

部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備し、地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として、地域移行に取り組み、学校、地域の実情に応じて進めていく。

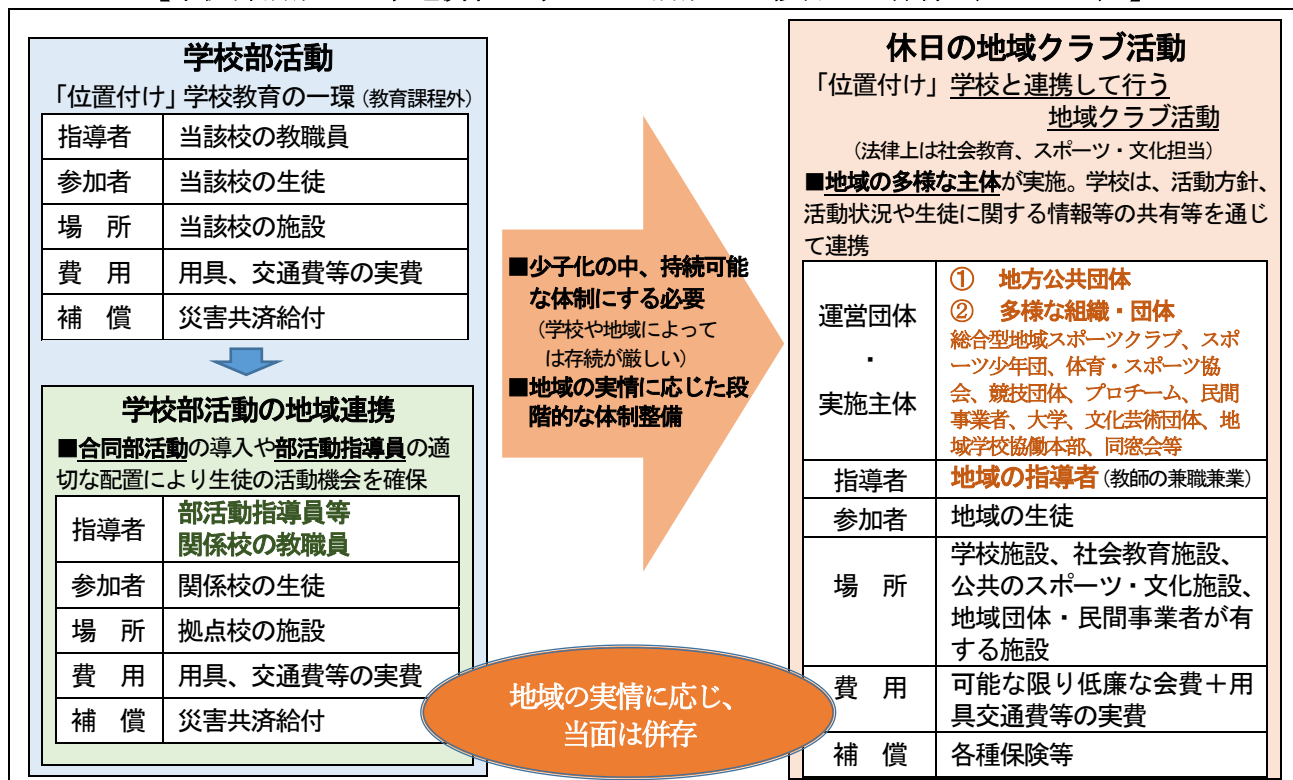


○「長崎県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」

(令和5年3月15日)

スポーツ庁及び文化庁がガイドラインを示したことから、これを踏まえた学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動への移行に取り組むべく、本県の方針を策定するものである。

【学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）】



(参考：スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」参考資料)

2 長崎市における学校部活動の現状と取組

(1) 現 状

長崎市には、令和5年度において36中学校に約8,400人が在籍している。18種目の運動部活動と11の文化部活動があり、約72%の6,000人が部活動に加入している。近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行している。

そのため

- ・部員不足で大会に参加できない。満足のいく活動ができない。
- ・学校に希望する部活動がない。部員数が少なく休部または廃部の危機に直面している部もある。
- ・競技経験や指導経験のない教職員が、顧問として指導している場合もあり、生徒が専門的な指導を受けられない。
- ・部活動指導にあたる教職員の働き方改革

などの課題がある。

(2) 目指す姿

(1)の現状を踏まえ、本市における生徒のスポーツ及び、文化芸術における目指す姿を以下のとおりとする。

- 少子化の中でも、将来にわたり子どもたちがスポーツや文化芸術活動に親しむことができる機会を確保する。
- 地域に持続可能で多様なスポーツや文化芸術活動の環境を整備し、子どもたちに多様な体験機会を確保する。

(3) 今後の方向性

(2)の目指す姿を実現するために、本市の今後の方針及び方針に向けての進め方を以下のとおりとする。

「方 針」

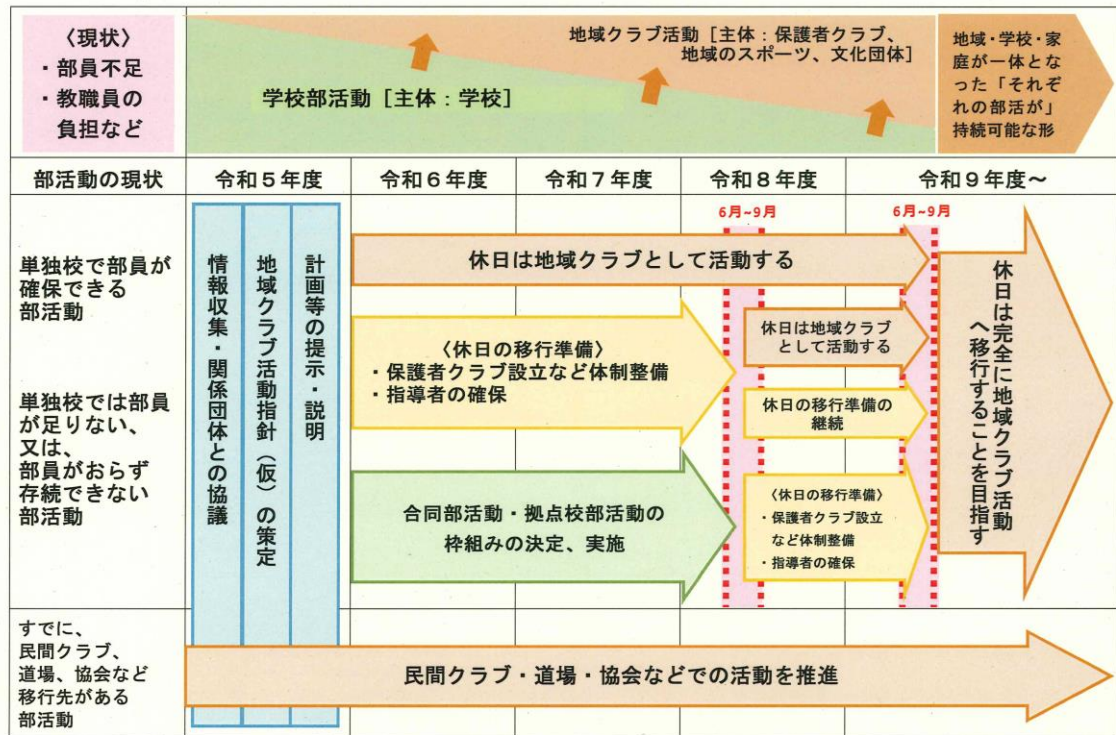
国の方針に則り、長崎市においては、まずは部活動のうち休日の活動を地域クラブに移行し、可能な範囲で順次、平日の活動も地域クラブへの移行を目指す。

「方針に向けての進め方」

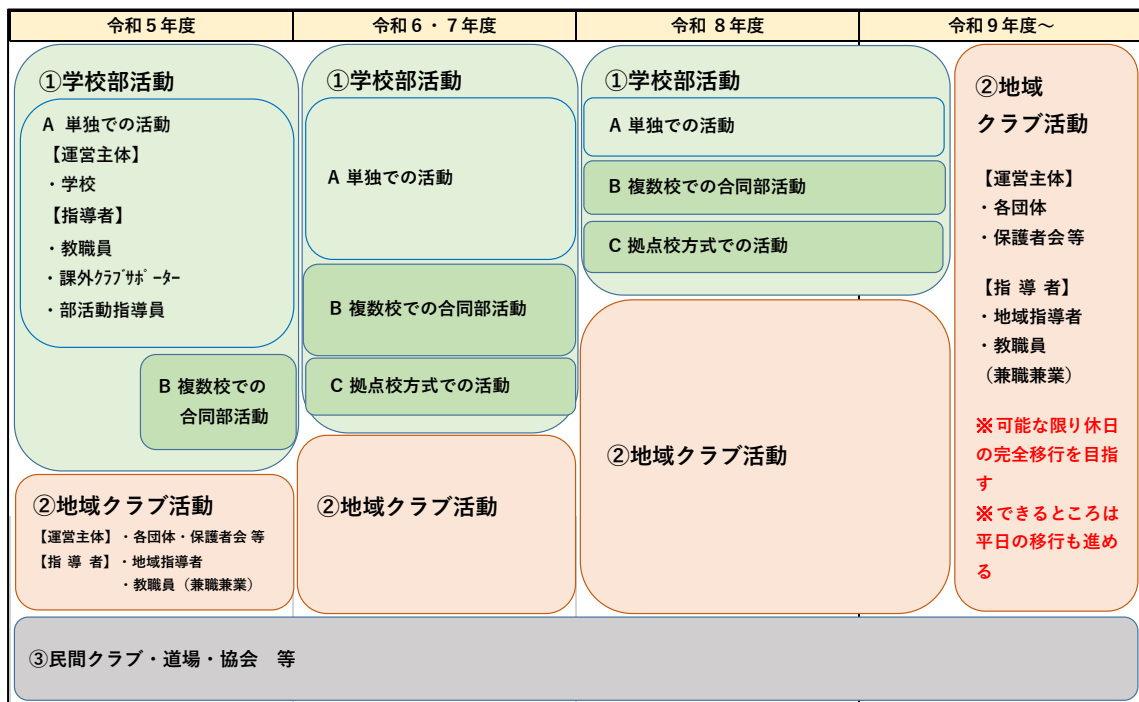
- ア 単独でできる部活動は地域クラブへの移行を進めることとする。
- イ 単独では部員が足りない、または、部員がおらず存続できない部活動は、まずは地域連携を進め、その後、地域クラブへの移行を進める。
- ウ すでに民間クラブ、道場、協会など移行先がある部活動は、それぞれの団体での活動に移行することを含めて検討し移行を進める。
- エ 令和6年度以降については、地域移行の方向性や地域クラブの運営などを記載した本指針に基づいて進めることとする。

3 休日の部活動の地域移行推進計画

(1) 休日の部活動の地域移行スケジュール



(2) 休日の部活動の地域移行形態（イメージ）



(3) 年度ごとの具体的な進め方

【令和5年度】

「行政」

- ・学校、保護者、指導者等へ説明会を実施。（市の方針、スケジュール等の周知）
- ・休日の地域移行に向けて、課外クラブサポーターと教職員の意向確認を行い、指導者の確保に努める。（指導を希望する教職員については兼職兼業を進める。）
- ・受け入れが可能な事業者、団体等の情報提供を行う。
- ・地域クラブを設立する場合は、立ち上げに際し助言等支援を行う。

「学校・各部活動・地域クラブ」

- ・単独で部活動を実施。単独での活動が難しい部については、地域連携で合同部活動を検討する。
- ・環境や条件が整った部については、休日の地域移行を進める。その際の運営主体は保護者会、指導者、地域のスポーツクラブ等、多様なものが想定される。
- ・平日の地域移行については、可能であれば進めていく。

【令和6～7年度】

「行政」

- ・地域連携（合同部活動・拠点校部活動）の枠組みを示し、必要としているところから進める。
- ・受け入れが可能な事業者、団体等の情報提供を行う。
- ・地域クラブを設立する場合は、立ち上げに際し助言等支援を行う。
- ・教職員以外の指導者がいない場合について、県の人材バンクの活用や、競技団体等と連携し指導者の確保に努める。（指導を希望する教職員の兼職兼業も含む）

「学校・各部活動・地域クラブ」

- ・単独で学校部活動を実施、単独での活動が難しい部は合同部活動を実施。
- ・拠点校部活動を希望する生徒については、活動の場の確保に努める。
- ・環境や条件が整った部については、休日の地域移行を進める。
- ・地域移行に備えて、地域クラブ活動の「運営主体」を事業者や団体等に依頼をするか、保護者会が中心となり運営主体となるかを選択する。
- ・平日の地域移行については、休日の取組進捗状況を検証し、できるところから可能であれば進めていく。

【令和8年度】

「行 政」

- ・ 令和9年度の休日の完全地域移行に向けて環境整備を進める。
- ・ 地域連携から、休日の地域クラブへ移行を進める。
- ・ 地域クラブを設立する場合は、立ち上げに際し助言等支援を行う。
- ・ 教職員以外の指導者がいない場合について、県の人材バンクの活用や、各種団体等と連携し指導者の確保に努める。（指導を希望する教職員の兼職兼業も含む）

「学校・各部活動・地域クラブ」

- ・ 各部活動は、運営主体について受け皿となる団体等があれば活用を図る。受け皿がない場合は、保護者会が中心となって地域クラブを立ち上げる準備を進める。
- ・ 地域連携を行っている部活動は、休日の地域クラブへの移行の準備を進める。
- ・ 平日の地域移行については、休日の取組進捗状況を検証し、できるところから可能であれば進めていく。

【令和9年度～】

「行 政」

- ・ 1・2年生の新体制になる時期（6月～8月）からの、休日の完全地域移行に向けて環境整備を進める。
- ・ 地域連携から、休日の地域クラブへの移行を進める。
- ・ 地域クラブを設立する場合は、立ち上げに際し助言等支援を行う。
- ・ 教職員以外の指導者がいない場合について、県の人材バンクの活用や、各種団体等と連携し、指導者の確保に努める。（指導を希望する教職員の兼職兼業も含む）

「学校・各部活動・地域クラブ」

- ・ 各部活動は、3年生が部活動を引退し、1・2年生の新体制になる時期（6月～8月）からの、休日の地域移行を目指す。
- ・ 運営主体は、各種団体、保護者会が中心となることが想定される。
- ・ 平日の地域移行については、休日の取組進捗状況を検証し、できるところから可能であれば進めていく。

（４）休日の部活動の地域連携・地域移行の段階的推進

本市においては、学校部活動の地域移行に向けた早期の体制整備が難しく、学校部活動の活動内容が多様な状況にある。そこで、まずは単独での部活動が困難なところについては、地域連携から進めていくこととする。ただ、種目によっては合同で活動することの効果期待できないものもあり、種目の特性、実態に応じて進めていく必要があることから、軟式野球、サッカー、バスケットボール、バレーボールの４種目を中心に進める。令和９年度までの、休日の完全地域移行を目指す。環境が整うまでは、学校部活動（単独の活動・合同活動・拠点校部活動）と地域クラブが併存することになる。

【地 域 連 携】（学校部活動）

○合同部活動（近隣の複数校で種目・活動ごとに合同で実施）

- 近隣の学校間において、単独での活動が難しい部活動で合同実施
- 指導者：教職員、地域の指導者（課外クラブサポーター含）、部活動指導員
- ・運営主体は学校。合同での活動が可能な学校（部）を選定し、休日（可能であれば平日も）の活動を合同で実施

○拠点校部活動（在籍校に部活動がないこと等の場合に、参加を希望する生徒を市内の他の学校が受け入れる）

- 学校部活動に参加したい生徒等の救済事業として推進する活動
- 指導者の候補、運営主体は学校部活動と同じ。平日も参加することは可能。
- ・運営主体は学校（拠点校）。生徒の在籍校との連携が必要。

（※合同部活動、拠点校部活動の詳細については、市教育委員会発出の実施要項参照）

【地 域 移 行】（社会教育活動）

○地域クラブ（生徒が希望する地域クラブを選択して活動）

- 部活動から地域に移行したクラブで、学校と連携し、国・県のガイドラインや市の指針等に則した活動（低廉な会費、学校部活動に準じた休養日や、活動時間の設定等）を行う。※既存のクラブチームとは異なる。
- 指導者の候補 地域の指導者、兼職兼業の許可を得た教職員等
- ・運営主体は、地域スポーツクラブ、民間事業者、保護者会、外部指導者 等
- ・まずは休日の活動から実践。（可能であれば平日も）

○民間のクラブ・スイミングクラブ・道場・絵画教室等

- 長崎市が進めるところの地域クラブではないが、地域移行として生徒の活動の場の一つになり得るものである。（独自の活動規定に沿って運営）

4 地域クラブ活動の運営

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えることができ、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

これを踏まえ、学校部活動で担ってきたスポーツ・文化芸術の機会を地域で支えるという視点も有しつつ、学校・地域の実情に応じ、できるところから取組を進めていくことが望まれる。

(1) 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

ア 地域クラブ活動

地域クラブ活動は以下のとおりとする。

- (ア) 部活動がもととなったもので、地域のスポーツ団体や文化芸術団体、民間のクラブ、保護者・指導者等の組織や団体が運営主体を担い活動を行う。
- (イ) 学校が運営主体となる学校教育活動ではなく、社会教育活動として位置づける。ただし、学校と連携して活動を行うこととする。
- (ウ) 本指針に沿って活動する。

イ 運営団体・実施主体

- (ア) 地域の団体は、多様なものが想定され、保護者会、同窓会、複数の学校の運動部が統合して設立する団体など、学校と関係する団体も想定される。
- (イ) 地域クラブは、「運営主体」を事業者や団体等に依頼をするか、保護者会が中心となり運営主体となるかを選択する。市は保護者会に対して、運営団体や指導者の情報提供を行う。
- (ウ) 運営団体は、持続可能な運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わることとし、それを記した規約等を作成する。

(エ) 市は、保護者会で地域クラブを設立する場合は、助言等支援を行う。

ウ 指導者

(ア) 市は、地域連携（合同部活動）の指導者について、現在の課外クラブサポーターを部活動指導員としての登用を進める。

(イ) 市は、地域クラブの指導者として、課外クラブサポーターに継続してなっ
ていただくことを想定（指導を希望する教職員の兼職兼業も含む）してお
り、課外クラブサポーターと教職員の意向調査を実施する。

(ウ) 現在、課外クラブサポーターがいない部活動については、県の人材バンク
の活用や、各種団体と連携し地域移行した際の指導者の確保に努める。

エ 適切な指導の実施

(ア) 市は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境を整備するため、各地域
において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。また、スポーツ
団体等は、生徒の多様なニーズにこたえられる指導者の養成や資質向上の取
組を進める。

(イ) 地域クラブは、勝利至上主義に陥ることなく、参加者の心身の健康管理、
事故防止及び安全管理を徹底し、体罰・暴言・ハラスメントを根絶すること
とする。

(ウ) 指導者は、生徒及び保護者との十分なコミュニケーションを図りつつ、適
切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な
導入等を行うこととする。

オ 適切な休養日等の設定

地域クラブの活動について運営団体・実施主体は、学校部活動に準じ、原則
として下記の活動時間と休養日を設定する。その際、生徒の成長や生活全般を
見通し、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図る
ことが必要である。

○ 休養日

【休日のみ活動を実施する場合】

- ・原則として、土曜日及び日曜日のいずれか1日を休養日とし、家庭の日（毎月第3日曜日）は活動を実施しない日と位置付ける。※活動した場合は休養日を振り替える。

【平日も活動を実施する場合】

- ・学期中は、週当たり2日以上の休養日を設定。原則平日1日、土曜日及び日曜日は1日以上とし、家庭の日（毎月第3日曜日）は活動を実施しない日と位置付ける。※休養日や家庭の日に活動した場合は、休養日を振り替え、適切に休養日を設定する。

【学校の長期休業中】（休日のみ地域移行した場合は、平日は学校部活動を実施）

- ・休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

○ 活動時間

- ・1日の活動時間は、平日2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は原則3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、休養日及び活動時間を設定するにあたり、生徒が所属する学校等と活動計画の情報共有を図り、円滑な活動を推進する。
- ・地域や学校の実情を踏まえた休養日及び活動時間等の設定については、地域行事への参加や、定期試験前後の一定期間等、休養日を設けること、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることが考えられることから、学校や地域との連絡・調整を図る。

カ 活動場所

（ア）地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共の施設だけではなく、部活動で使用していた地域の中学校も活用する。その際、学校との協議が必要である。

（イ）地域クラブ及び学校は、学校施設の円滑な利用を進めるため、地域クラブ活動の利用ルール等を策定する。

(ウ) 市は、地域クラブ活動を行う団体等に対して、学校施設や公共施設等の低廉な利用料を検討するなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを進める。

(エ) 活動場所への移動については、徒歩または公共交通機関を利用することとする。公共交通機関での移動ができないときは、責任と移動手段について、保護者に一任する。

(オ) 前記アからエまでについて、「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和2年3月スポーツ庁策定）や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」（令和3年1月文化庁策定）も参考に取り組む。

キ スポーツ外傷・障害の防止と健康管理について

(ア) 活動前の準備等

- ・活動を開始する前には、必ず健康観察を行い、健康状態を把握する。
- ・活動施設、用具等については、安全確認を実施する。

(イ) 活動中の留意事項

- ・一人ひとりの個人差、能力差に配慮した練習計画を作成し、活動内容がオーバーワークにならないように努める。
- ・活動中は適切な練習時間と休憩時間を設定し、水分補給に留意する。

(ウ) 熱中症の防止について

- ・高温、多湿時には、暑さ指数（WBGT）等の数値をもとに、練習強度を軽くしたり、休憩を定期的に入れ、塩分、水分補給を確実に行うようにする。また活動時間の短縮、中止など柔軟に対応することとする。

(エ) 活動中のけが、事故等の対応について

- ・けがや事故等に対して迅速、適切な対応ができるように、医療機関や緊急連絡先等を整備するなど、安全管理体制を構築する。
- ・活動中の事故に対しては、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の適用外であるため、任意に加入している保険で手続きを行う。

ク 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

- (ア) 地域クラブ活動の会費等の経費については、原則受益者負担とするが、運営団体・実施主体は、従来の部活動からの極端な負担増にならないように、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。
- (イ) 市は、経済的に困窮する家庭の支援等の取組については、国の動向を注視していく。
- (ウ) 市は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備を進める。

ケ 事故等の対応と保険の加入

- (ア) 地域クラブ活動中の事故については、運営団体がその責任を負うことになる。そのため、生徒同士のトラブルや事故が発生した場合の管理責任の主体、補償の範囲等を明確にし、指導者や参加生徒に対して、十分な理解を得て活動することとする。
また、事故や問題が発生した場合、学校と連携して対応することもあるため、連絡体制を構築することも重要である。
- (イ) 地域クラブ活動は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付と同等の補償となるスポーツ安全保険など、任意の保険に加入することとする。
- (ウ) 保険については指導者や参加生徒に対して、自身の怪我等を補償する保険だけでなく、賠償責任も想定したうえで、個人賠償責任も補償対象となる保険への加入を推奨する。

(2) 学校との連携等

- ア** 学校は、地域クラブの設立に際し、地域クラブの代表者と協議の場を設けるとともに、活動方針、活動内容、学校施設の使用や、活動のルール等について地域クラブと共通理解を図る。
- イ** 地域クラブ活動と学校においては、共通理解を図り情報共有を綿密に行う。

ウ 市は、地域クラブ活動が適正に行われるよう、地域クラブ活動の運営団体・実施主体に対して必要な指導助言を行う。

エ 市及び校長は、地域で実施されている地域クラブの活動を、生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

(3) 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

ア 大会等への参加の引率

地域クラブ活動における大会の引率は、実施主体の責任者・指導者等が行うこととし、大会等の主催者はその旨を大会等の規定として整備し、運用する。

イ 大会運営への従事

(ア) 大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員に大会運営を担わせ、人員が足りない場合は、大会開催に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託をするなど、適切な体制を整える。また、大会運営への参画を出場要件として求める場合は、同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、スタッフとして委嘱し、大会に従事することを明確にする。

(イ) 市教育委員会及び校長は、大会運営に従事する教師等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、当該団体等の規定等に基づき、大会運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う。また、教師等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う。この際、業務への影響の有無、健康への配慮から、職務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業等の許可の判断を行う。

ウ 大会の参加について

地域クラブにおいては、大会の参加回数について生徒や保護者の理解を得られるよう配慮するとともに、心身の負担が過重にならないように、適正な回数に精選するように努めること。

5 長崎市地域クラブの認定

(1) 長崎市地域クラブの定義

長崎市では、地域クラブの活動には、学校と連携して活動を行うことで、部活動の教育的意義を継承・発展させていくことを求めている。

【長崎市地域クラブの定義】

- ・学校部活動から地域移行したクラブであること
- ・学校と連携して、本活動指針を踏まえた活動を行うこと
- ・目的、運営方法、活動内容等が記された規約等を作成すること
- ・勝利至上主義に陥ることなく、営利目的を主とした運営ではないこと

具体的には、(参考資料)の「長崎市地域クラブ認定要件確認書」の要件を、全て満たした活動を行う地域のクラブを、長崎市地域クラブとして認定することとしている。

○市の認定を受けると・・・

- ア 学校と協議し許可を得ることで、学校施設を利用して活動する
- イ 学校の新入生説明会や、新入生のオリエンテーション等で紹介する
- ウ 生徒の募集案内や、連絡等の文書を各学校に配布する
- エ 市がホームページ等で地域クラブの紹介をする

等のことが行えます。

※各種大会の参加については、各競技団体の参加規定を確認する必要があります。
詳細については各大会の主催者にお問い合わせください。

(2) 認定の手順 (提出書類は、P17～18の参考資料参照)

- ① クラブの責任者は、(様式1)「**長崎市地域クラブ認定要件確認書**」の全ての認定要件を満たしていることを確認し、必要事項を記入する。



- ② クラブの責任者は、(様式2)「**地域クラブ公認申請書**」に必要事項を記入し、(様式1)「**長崎市地域クラブ認定要件確認書**」、規約等の写し、保険加入書の写しを添付して、市教育委員会健康教育課保健体育係へ提出する。



- ③ 市で記載内容をチェックし、認定要件を満たしていることを確認する。



- ④ 市は申請団体を「**長崎市地域クラブ**」として認定する。

(参考資料)

(様式1)

長崎市地域クラブ認定要件確認書

次の認定要件に当てはまることを確認してください。

【クラブの組織に関すること】

- ☐ 学校部活動から地域移行したクラブであり、学校と協議してクラブを立ち上げ、学校と連携して活動すること
- ☐ 活動内容や活動実績について、生徒の所属校と必要に応じた情報共有を行うこと。
- ☐ 大会出場のために編成されたものではなく、年間を通して活動するものであること
- ☐ 低廉な会費を設定するなど、営利目的を主とした運営でないこと
- ☐ 活動拠点は主に地域の中学校とし、活動場所までの移動について、生徒やその保護者の過度な負担とならないこと
- ☐ 持続可能なクラブの運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わること
- ☐ 以下の要件を満たす規約（会則）を作成しており、それらの内容が社会通念上、適正であると認められること
 - ・目的・運営主体（役員）・入退会・会費等・活動場所・活動時間、休養日・保険等
- ☐ 学校活動時の怪我等に備えた災害給付と同等の補償となるスポーツ安全保険等に加入すること
- ☐ 市やスポーツ団体等が主催する指導者研修を受講するなど、専門性や指導力の向上に努めている指導者が運営に携わること

【クラブの活動方針や指導方針に関すること】

- ☐ 国・県のガイドライン、「長崎市地域クラブ活動指針」を遵守して活動すること
- ☐ 生徒の安全確保に努め、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為は、人権を侵害する違法な行為であることを理解し、生徒の人権を尊重して活動を行うこと。
- ☐ 過度の練習が、スポーツ障害・外傷のリスクを高め、バーンアウト、精神の不安定などにつながることを正しく理解し、成長期にある生徒がバランスの取れた生活を送ることができるように、学校部活動に準じた休養日及び活動時間を設定すること。
- ☐ 生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給や休息時間等を設定すること。また、施設管理者と連携した用具や施設の点検、保護者や関係機関への連絡体制の整備等を行うなど、生徒の安全確保に万全を期すること。

令和 年 月 日

団体名

代表者名

(様式2)

地域クラブ公認申請書

団体・クラブ名	
代表者名	
指導者名・資格等	
連絡先(電話番号)	
住 所	
活動種目名	
活動内容	
募集対象	
活動場所・時間 休養日等	
会費、用具費用な どの保護者負担に ついて	

長崎市地域クラブ認定要件を確認し、公認地域クラブの承認を申請します。

なお、認定期間は当該年度とし、認定要件に当てはまらないと判断された場合は、認定期間中においても認定取り消しになることを承認いたします。

令和 年 月 日

代表者名

◇ 終わりに

- 中学生の時期に、スポーツや文化・芸術活動等に興味・関心を持った生徒が自主的・自発的に集い、顧問等の指導の下、その楽しさや喜び、感動・悔しさ・達成感などの体験や、豊かな人間性の育成、自主性・克己心・社会的な態度・協調性・リーダーシップなどを醸成し、生涯にわたりスポーツや芸術、文化活動に親しむための基盤をつくることは、その後の豊かな人生を送ることにつながる。
- スポーツ活動においては、生徒の「スポーツ障害の予防」や「生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現」を第一に目指し、スポーツ医・科学的な見地から休養日や活動時間の基準を設定している。この基準を踏まえた活動は、生徒の発育・発達の過程で最高のパフォーマンスの発揮や、本人のやる気・意欲の向上にも結びつき、競技力向上にもつながるものとする。
- 文化芸術活動においては、子どもたちが生涯にわたって文化芸術等の活動に親しむことを第一に目指し、望ましい生活習慣の確立の観点から、休養日や活動時間の基準を設定した。この基準を踏まえた活動は、生徒のバランスのとれた生活や成長にも結びつき、文化芸術等の活動の活性化にもつながるものとする。
- 本市においては、令和4年10月に「長崎市立中学校部活動地域移行関係者協議会」を設置し、今後の学校部活動の地域移行における現状や課題を分析・整理し、本市が目指す改革の方向性等について議論を重ねてきた。その方向性をもとに本指針が策定されている。
- 学校、スポーツ・文化芸術団体等においては、本指針を踏まえつつ、地域の実情に合わせて様々な手法の中から選択したり、複数の手法を組み合わせるなどの創意工夫を凝らしたりして、生徒や保護者等の理解を得つつ、段階的な地域移行の取組を進めることが望まれる。
- 本市においては、本指針について着実な実施を図るとともに、国の改革推進期間における取組の進捗状況等を勘案し、適宜必要な見直しを行うこととする。